

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4151002	処分名	特定施設の騒音防止方法の改善命令等			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境政策課			
根拠規定	騒音規制法			第12条第2項		
基準規定	①	騒音規制法			第12条第2項	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由			
<p>騒音規制法第12条第2項</p> <p>騒音規制法第9条の規定による勧告(同法第6条第1項又は第8条第1項の届出に係る特定工場等の計画が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認めるときの勧告)を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき,又は同法第12条第1項の規定による勧告(特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認めるときの勧告)を受けた者がその勧告に従わないとき。 「勧告に従わないで特定施設を設置しているとき」とは,勧告の一部にしか従わずに特定施設を設置している場合を含み,改めて勧告をすることなく命令を行うことができる。</p>						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4151003	処分名	特定建設作業の騒音防止方法の改善命令等			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境政策課			
根拠規定	騒音規制法				第15条	
基準規定	①	騒音規制法			第15条	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由			
<p>騒音規制法第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。</p>						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4151004	処分名	悪臭発生施設の改善命令			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境政策課			
根拠規定	悪臭防止法				第8条	
基準規定	① 悪臭防止法				第8条	
	② 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準(鈴鹿市告示)					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月13日	最終更新日	令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙参照					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4151005	処分名	事故時の応急措置命令			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境政策課			
根拠規定	悪臭防止法				第10条第3項	
基準規定	① 悪臭防止法				第10条第1項	
	② 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準(鈴鹿市告示)					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月13日	最終更新日	令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙参照					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4151006	処分名	公害防止統括者等の解任命令			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境政策課			
根拠規定	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律			第10条		
基準規定	①	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		第10条		
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月13日	最終更新日	令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由			
<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第十条 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。</p>						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日	平成28年9月13日	最終更新日	平成28年9月13日
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4151007		処分名	特定施設の振動防止方法の改善命令		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境政策課			
根拠規定	振動規制法			第12条第2項		
基準規定	①	振動規制法		第12条第1項		
	②	特定工場等において発生する振動の規制基準(鈴鹿市告示)				
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成24年3月30日	最終更新日	令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由			
	「※ 基準規定(参考)」					
	<p>振動規制法第12条2項 2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>特定工場等において発生する振動の規制基準については別紙参照</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4151008	処分名	特定建設作業の振動防止方法の改善命令			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境政策課			
根拠規定	振動規制法				第15条	
基準規定	①	振動規制法			第15条	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙参照					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4152001	処分名	一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業の停止			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	廃棄物対策課			
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				第7条の3	
基準規定	①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			第7条の3	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『別表第1』による					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4152002	処分名	一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可の取消し			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	廃棄物対策課			
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				第7条の4	
基準規定	①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			第7条の4	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『別表第2』による					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4152003	処分名	支障の除去等のための措置命令			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	廃棄物対策課			
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				第19条の4第1項	
基準規定	①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			第19条の4第1項	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
	措置命令は、次のいずれかに該当する場合に期限を定めて行うことができる。 (1) 処理業者が法の規定に違反しており、行政指導では支障の除去等の措置が講じられないとき。 (2) 支障の除去等の措置を早急に講ずる必要があるとき。					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外		行政手続法第13条第2項第1号に該当するため			
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4152004	処分名	生活環境保全上の支障の除去等の命令			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	廃棄物対策課			
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			第19条の4の2第1項		
基準規定	①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		第19条の4の2第1項		
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項に規定する場合(同法第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次に掲げるいずれにも該当すると認められるときは、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>(1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。</p> <p>(2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第6項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第1号に該当するため				
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4152005	処分名	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	廃棄物対策課			
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			第19条の7第2項		
基準規定	①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		第19条の7第1項, 第2項		
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の(1)から(3)のいずれかに該当すると認められるため、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、市長は、当該支障の除去等の措置に要した費用について、当該処分者等に負担させることができる。</p> <p>(1)法第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2)法第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>(3)緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、法第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第4号に該当するため				
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4152006	処分名	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担			
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	廃棄物対策課			
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			第19条の7第3項		
基準規定	①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		第19条の7第1項, 第3項		
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、法第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でない、又は講ずる見込みがないと認められるため、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、市長は、当該支障の除去等の措置に要した費用について、当該認定業者に負担させることができる。</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第4号に該当するため				
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4152007		処分名	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	廃棄物対策課			
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			第19条の7第4項		
基準規定	①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		第19条の4の2第1項第1号・第2号, 第19条の7第1項・第4項		
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第19条の4第1項に規定する場合であつて、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要があり、法第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認められるため、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>(1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。</p> <p>(2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他法第9条の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第4号に該当するため				
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4152008		処分名	浄化槽清掃業の許可の取消し等		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	廃棄物対策課			
根拠規定	浄化槽法			第41条第2項		
基準規定	①	浄化槽法		第12条第2項, 第35条第1項, 第36条第2号イ, ハ, ホ～ヌ, 第37条		
	②	環境省関係浄化槽法施行規則		第11条		
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
<p>1. 浄化槽法第41条第2項の規定により市長は, 次のいずれかに該当するときは, その許可を取り消し, 又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が同法第36条第1号の規定により定める環境省関係浄化槽法施行規則第11条の技術上の基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 浄化槽清掃業者が浄化槽法第41条第2項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>2. 環境省関係浄化槽法施行規則第11条の技術上の基準は, 次のとおりである。</p> <p>(1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥, スカム等の引出しに適する器具を有していること。</p> <p>(2) 温度計, 透視度計, 水素イオン濃度指数測定器具, 汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥, スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。</p> <p>(3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥, スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄, 掃除等に適する器具を有していること。</p> <p>(4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識, 技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。</p> <p>3. 浄化槽法第41条第2項各号とは, 次のいずれかに該当するときである。</p> <p>(1) 浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の清掃が行われていないと認められるときに行われる浄化槽法第12条第2項による改善命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により浄化槽清掃業の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 浄化槽法第36条第2号イ, ハ又はホからヌまでのいずれかの欠格事項に該当することとなったとき。</p> <p>(4) 浄化槽法第37条の規定による浄化槽清掃業の許可申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときの届出をせず, 又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) 浄化槽法第41条第1項の規定による生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときに行う浄化槽の清掃についての必要な指示に従わず, 情状特に重いとき。</p>						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4999002		処分名	専用水道及び簡易専用水道設置者に対する改善指示		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部	複数部局	課	複数課	環境政策課, 営業課	
根拠規定	水道法			第36条第1項		
基準規定	①	水道法		48条の2第1項		
	②	水道法		21条		
	③	水道法		22条		
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成25年4月1日	最終更新日	平成25年4月1日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙「専用水道の手引き」参照 簡易専用水道は上下水道事業管理者					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	4999003	処分名	専用水道及び簡易専用水道の給水停止命令		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部 複数部局	課 複数課	環境政策課, 営業課		
根拠規定	水道法		第37条		
基準規定	①	水道法		第36条	
	②				
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日		最終更新日
	非公開該当		未設定理由		
<p>第三十六条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要なあると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。</p> <p>第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。 簡易専用水道は上下水道事業管理者</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間				
聴聞等					
備考					